■証言:日本の社会運動

『民衆新聞』の 主筆として (下)

---砂間一良氏に聞く



はじめに

- 1 入社と創刊の経緯
- 2 「発刊の辞」と編集(以上,第601号)
- 3 論説と記事(以下,本号)
- 4 『人民新聞』への改題と退社

3 論説と記事

社説・論説の署名

――創刊号の社説は「戦争犯罪人処罰の大 衆運動を起せ」の題で発表されています。こ の創刊号の社説に署名がありません。砂間さ んがお書きになったのですか。

砂間 ええ、私が書きました。『民衆新聞』の場合、社説は主筆の私が書くと決まっておりました。これは基本的に、私が1946年3月に退職するまでつづきました。また末尾に「S」と記している社説もありますが、これは砂間のイニシャルをとったもので私が書いたことがわかりますね。

例外もありました。一人は小野俊一さんです。 小野さんが私に社説のテーマを提案して自ら書 くことが何回かありました。明治期や大正期の 政論紙では、社長が主筆を兼ねて社説を書く例 が多々ありました。

小野さんは社長で、民衆新聞社のオーナーです。 吉武 (三雄) 君も設立にさいして相応の資金を負担していますが、10万円を超える額では

なかった。ちなみに私は1円も出していない。 小野さんは15,6万円は出したでしょう。当時 の15,6万円はかなりの額です。私の給与は 1945年11月の時点で450円,諸手当入れて650円 ほどだった。これは当時として高給だったと思 います。小野さんの拠出した額がいかに大きか ったかがこれでわかります。

小野さんが書いた論説や記事は署名を入れるか、特定できるよう末尾に「O」とか「ON」のイニシャルを入れておりました。小野さんは創刊号に論説「『大日本帝国』は既に滅亡したのだ――新日本の国号考慮の必要」を発表していますが、これには署名が入っていますね。

また第6号(1945年12月15日付)の社説は「農地制度改革命令」ですが、末尾に「ON」と記されていますので、これも小野さんが執筆したものでした。第10号(1946年1月5日付)の社説「民主革命の推進力」の末尾にも「O」の署名がはいっておりますが、これも小野さんが書いたのでしょう。

(O) と言えば、小沢要さんも編集部員でしたが。

砂間 そうです。けれども小沢君の仕事は記 事の割付けや整理であって、社説は書いていな い。彼は整理記者なのです。

小野さんのほか,もう一人例外だったのが山 川均さんです。荒畑寒村に社説の執筆を依頼し た記憶はない。他の記事では書いたと思います ので,バックナンバーを調べてみてください。 署名が入っているかもしれません。

山川さんの場合どのような記事であれ、敬意を表して署名を入れておりました。山川さんは労農派の総帥で、日本社会運動に大きな足跡を残された方です。ネーム・バリューも抜群です。『民衆新聞』が進歩的な人士に支持されていることを読者に示すためにも、また発表の場を提供して進歩陣営の拠点になることも、人民戦線を結成するという基本視点からも大事なことだったのです。

一現在、『山川均全集』(勁草書房刊)が刊行中です。先日、勁草書房の編集長と編者代表の川口武彦先生が研究所に来られ、山川さんが執筆・発表した論稿の収集に協力してほしいとの申し入れがありました。とくに戦後最初の巻となる第15巻(1945年8月~47年7月)に収録する論稿の入手がきわめて困難だそうで、大原社研としても協力することになりました。

砂間 山川さんは『民衆新聞』や、後継紙の『人民新聞』に社説や記事を7,8本、いやそれ以上書いておりますよ。先ほど言いましたように、山川さんが『民衆新聞』に発表したものは署名がありますので容易にわかると思いますね。

一一ええ。山川さんは執筆した原稿について、そのタイトルと発表紙・誌名を「日記」につけておられます。勁草書房の編集部ではこの「日記」をもとに「執筆リスト」を作成しましたが、『民衆新聞』関係では5タイトルの漏れがありました。

「編集綱領」について

砂間 質問書にありました『民衆新聞』の「編集綱領」ですが、これは会社としても制定しておりました。これは確かです。私が原案を書いて、小野さんも吉武君も「よいでしょう。これで届け出よう」ということが決まったのです。実際に「編集綱領」は社是ともなっておりました。

というのは当時,新聞社を設立する場合,設立趣意書,資本金,会社組織,代表者並びに主要幹部らの届け出のほか,新聞における倫理綱領というのか「編集綱領」も提出しなければならなかった。これが無いと,原則として商工省からの用紙割り当てが受けられなかったのです。事前審査にあたる日本新聞連盟も「編集綱領」の提出を求めておりました。

――『民衆新聞』の「編集綱領」について、日本新聞協会編『日本新聞年鑑』(1946年版)に紹介されているかと思い調べました。けれども『民衆新聞』は非日刊紙ということで紹介されていませんでした。

砂間 そうでしょう。この間、私も『民衆新聞』の「編集綱領」について、日本共産党の党 史資料室の協力や衆議院の国会議員団の事務局 を通じて国会図書館に調査をお願いしました。 国会図書館からは本日までに回答が届いていな い。回答がありましたらすぐ連絡いたします。

――「編集綱領」はどのようなことをうたっていましたか。

砂間 「民主主義日本の建設に寄与する」とか「真実の報道」とか、条項が並んでいたと思います。『民衆新聞』については「進歩陣営の機関紙」とうたっていたかもしれない。

原紙を日本共産党に寄贈

砂間 少し脱線します。私と吉武君は5年前 (1984年7月) に、これまで40年間も大事に保存

していた『民衆新聞』とその改題後継紙の『人民 新聞』を日本共産党に寄贈しました。二つの新聞 は私らが心血を注いで発行したもので、これを人 生の記念として手元において眺めておりました。 けれども年月が経って散逸した号もあり、いずれ は無くなってしまうことを危惧したのです。

――無くならなくても,通常の保存では劣化しますね。

砂間 そう言われました。先日、日本共産党の党史資料室から、大原社研が『民衆新聞』をマイクロフィルムにとって保存したい、ついては砂間からも証言を得たいとの申し入れがあった、という連絡がありました。私はほんとうに嬉しく思いました。

日を置かないで、先生から丁重な手紙と質問書が届きました。けれども私は少々困ってしまった。質問に間違いなく答えるため、もう一度『民衆新聞』を読み直して記憶を確かなものにしなければならない。それで、私は党史資料室の同志にお願いしまして重要な号や記事をコピーして送ってもらった次第なのです。前置きが長くなってしまいましたね。

社説「戦争犯罪人処罰の大衆運動を起せ」

一利刊号の社説を読みまして, はっと気がついたことがあります。社説は, 戦争責任の所在と戦争責任者に対する処罰のあり方について, 民主革命を推進するという基本視点から問題にされていますね。戦争責任を明確にして国民が自らこの問題に立ち向かうことが民主主義日本を形成する前提であり, 不可欠な課題なのだ, という趣旨で書かれているように理解しました。

砂間 ええ,そういう視点・趣旨で書きました。創刊号の社説「戦争犯罪人処罰の大衆運動を起せ」ですが、私がこう言うのもなんですが、 進歩陣営に大きな反響を与えました。同時に、 保守陣営からも抗議の手紙や嫌がらせがありま した。

——どのような理由で?

砂間 天皇の戦争責任について真正面から問題にし、糾弾し、これを国民に議論を呼びかけていたからでしょう。たぶん『民衆新聞』は、市販の全国紙で天皇の戦争責任について追及した日本で最初の新聞だったと思いますね。

なお、これは党史資料室の同志に調べてもらったのですが、日本共産党が天皇の戦争責任について最初に、また公式に文書で問題にしたのは、1945年10月19日の「解放運動出獄同志歓迎大会」における徳田球一の演説だそうです。

この演説は、当面の事態に対する党の政策に 就て」と題して『赤旗』(セッキ)の再刊第2 号(1945年11月7日付)に発表されているそう です。また、第2号には志賀義雄の「民主主義 日本と天皇制」という論文も掲載されていて、 志賀さんは「天皇こそ最大の戦争犯罪人」と指 摘しているとのことです。

――砂間さんの創刊号における社説は、 『赤旗』に掲載されたそれらの記事に触発さ れて書かれたのですか。

砂間 『赤旗』の記事は当時読んだと思うが、 それらの記事に触発されて書いたということは ない。日本共産党の幹部から指示されて書いた ということもない。

当時、東久邇宮首相や近衛元首相ら旧体制の 支配層は、天皇がもともと戦争を望んでいなかった、戦争は軍閥や重臣などが仕組んだもので 天皇に責任はない、と言いふらしていました。 東久邇宮首相などは「国民総ざんげ」を唱えて、 天皇の戦争責任を敗戦責任にすり替えて、国民 からの非難・追及が天皇に向かってこないよう 意図的に誘導しておりましたね。

次いで首相になった幣原も, わざわざ閣議を 開いて天皇を免責する決定をおこなっていたの です。幣原首相が閣議を開いて天皇の免責を決定したのは、1945年11月5日のことでした。私は、翌日の新聞でこの記事を読み、これは問題であり、このような国体護持派の越権は許されないだろう、これは放置できない、と思ったのです。

他方で、既成の有力な全国紙が、国民を戦争に誘導・動員したという自らの戦争責任もあって、天皇に対する戦争責任の追及については及び腰だったし、問題にしてもきわめて微温的だった。私が社説を書いた基本的なねらいは、真の戦争責任者はいったい誰なのか、この問題を国民に問い、議論喚起をおこなうためだったのです。

が定まらない感がある」と書いてありますね。 砂間 ええ。日本で戦争犯罪人と言う場合, 太平洋戦争を布告した東条英機内閣を筆頭に, 満州事変以来の歴代内閣の大臣, 陸・海軍首脳, 行政官僚などをあげなければならないでしょ う。これらは戦争の主体だった。また財閥や地 主,合法の無産政党を含む政党指導者,国策団 体や超国家主義者にも責任があることは議論の

―社説で「天皇の責任に就ては,未だ議論

ところが、昭和天皇に対して国体護持派は 「戦争は軍部官僚が仕組んだもので、天皇個人 に責任はない」という一線で幕引きを図ろうと しておりました。これは詭弁であり、許し難い ごまかしなのです。

余地がなく、世間の常識になっておりました。

だって、天皇は国の政治の最高責任者なのですよ。天皇は主権者です。また統治権の総攬者で、軍部に対しては統帥権を保持する絶対者でありました。もし天皇が「朕は戦争を欲しない」と断固拒否したら、内閣や軍部官僚がいくら望んでも太平洋戦争は起きなかったはずです。しかし1941年12月8日の「大詔」は「朕ハ英米ニ対シテ戦ヲ宣ス」云々となっていましたね。

重要なことは、私が社説でこう書きましたが 「戦争は、実に天皇の名によって初(始)めら れ天皇の名によって続けられ、天皇の名によっ て終結された」という厳然たる事実です。これ は否定できない。

私は、先ほどの志賀義雄さんが『赤旗』に発表した論文において、彼が「天皇こそ最大の戦争犯罪人」と言っていると紹介しましたけれども、大日本帝国憲法の上で、あるいは国の政治・制度上、昭和天皇には逃げることができない戦争責任があり、道義上も存在したのです。

私は創刊号の社説に、もう一つの意図を込めておりました。それは、戦争で一番の被害を受けたのは「臣民」という名の国民なのです。国民は、教育を通じて、新聞・ラジオなどマスコミを通じて、中央・地方の政治とこれに結びつく団体や指導者を通じて戦争に動員され、尊い生命と財産を失いました。もちろん侵略を受けたアジアの国民も、対戦した連合国の国民も被害を受けました。

日本では広島と長崎への二つの原爆投下や, 東京大空襲に象徴されるように,一番の戦争被 害者は国民なのです。ところが国民の戦争犯罪 者に対する怒りの声がまことに小さく,またあ っても個々バラバラだった。

一1945年の11月といっても,治安維持法が撤廃されてまだ旬日しかたっておらず,治安警察法はなお存続しておりました。他方で,在日の朝鮮人や中国人の労働者の場合は比較的早くに,また自然発生的な形での決起がみられましたが,戦争の責任を追及するものではありませんでした。

砂間 前者の問題性については、私もこれを 認めます。けれども戦争が終わって3か月も経 つのに、また敗戦の結果、こんどは食糧の配給 が無くなり、住む家も無い窮乏生活に追い込ま れているのに、戦争責任の問題や戦争犯罪者に 対する処罰を求める声が運動としても,国民の 間から起らなかった。これが現実だった。

日本の国民は、戦争犯罪人に対する怒りがあっても、これを運命として受けとめていたのでしょうか。そんな状況・事態が現実にあり、国民感情となっておりましたので、私は創刊号の社説においてストレートに「戦争犯罪人処罰の大衆運動を起せ」と呼びかけたのでした。この社説はとても注目を浴び、『民衆新聞』の名が一躍全国に知られるようになりました。

関連して、この点についても述べておきます。 1945年11月19日に占領軍の最高司令部 = GHQ が、小磯国昭元首相や東条内閣の松岡洋右ら11 人を戦犯として逮捕しておりますね。翌12月2 日にも広田弘毅や平沼騏一郎らの元首相を、12 月6日に近衛文麿や木戸幸一らの元首相や戦争 指導者の逮捕がつづきました。

私が創刊号の社説を書いた時点において,近い将来,戦争犯罪者の逮捕が確実に想定されていたのですけれども,私自身,戦争犯罪人の逮捕と裁判についてはGHQが主導する形においてではなく,国民自らが戦争の真実と経過を子細に調べて,かつ戦争犯罪人に対する処罰運動の高まりを背景にしてなされるべきだろう,これが本筋であろう,と思っておりました。

私は当時、民主主義日本の形成の第一歩は、自 らの過誤の歴史を冷徹に顧み、合わせて戦争犯罪 人の責任を追及・実証することから始まるだろ う、と考えておりました。だからこそ、私は社説 の結びで「戦争犯罪人の追放なくして民主主義日 本の建設はあり得ない」と書いたのです。

戦争犯罪人追及のカンパニア

砂間 質問書に、当事者として『民衆新聞』をどのように評価するか、という項目がありました。評価の第1は、繰り返しになりますが、山川(均)さんが本紙を通じて人民戦線の即時

結成を呼びかけたことに象徴されますように、 『民衆新聞』が人民戦線運動の機関紙の役割を 担っていたことでしょう。もう一つ,この戦争 責任の問題で『民衆新聞』がキャンペーンを張 ったことがあげられると思います。

第4号(1945年12月5日付)は、第1面の冒頭に「戦争犯罪人追及人民大会を開け」の記事を掲載し、12月8日を期して全国一斉に大衆集会を開催することを各団体に呼びかけました。この日は、昭和天皇が4年前の1941(昭和16)年に米英に対して宣戦を布告した日です。

この呼びかけは『赤旗』に先立っております。 そして当日、東京では日本共産党や労農・文化 団体が結集して「人民解放連盟」という団体を つくり、戦争犯罪人追及人民大会という大規模 な集会(共立講堂)を開催しました。会場は 5000人を超す参加者であふれ、私も取材をかね て参加しました。

――集会で、主催団体が1000名を超す「戦 争犯罪人名簿」(第1次)を発表し、承認さ れたそうですね。

砂間 そうです。政界や産業・経済界、文壇、 言論・報道界、出版界、教育界など各界の戦争 犯罪人をリストアップして発表しました。のち に「名簿」はパンフレットになりました。

第4号は、3日前の12月2日にGHQが広田 弘毅、平沼騏一郎の元首相や皇族の梨本宮守正 ら59名に逮捕命令を発しましたが、この59名全 員についても肩書をつけて紹介しました。そして、これは私が解説記事を書いたのですが、「戦争を企み、戦争に協力したすべての者の責任を徹底的に追及することは、彼等が将来再び戦争の危険を冒すことを予防し平和日本を建設するために絶対に必要です」と、地域や工場・職場において戦争犯罪者の責任を追及する集会の開催を改めて呼びかけました。

――この第4号は、戦争責任の問題と戦争

犯罪者の追及に関する記事で埋め尽くされて いますね。

「十二月八日」と題する社説は拡大版で掲載され、また「戦争犯罪人追及準備会」(のち「人民解放連盟」と改称)が作成した「戦争犯罪人カンパを如何におこなうか」の記事や、第89臨時帝国議会(11月27日開会)における戦争責任問題に関する論議を紹介しております。

砂間 そうですね。「十二月八日」という社 説は私が書きました。また第4号には「天皇制 論議に不敬罪を用意」という記事も掲載されて いますね。カンパニアといえば、布施辰治弁護 士にお願いして特別記事「対内関係の戦争犯罪 人の処罰及戦時利得者の贖罪」(第3~4号) を書いてもらいました。

臨時帝国議会における戦争責任問題の審議について一言したいと思います。これなどは面白くない滑稽本を読むようで、茶番であり、噴飯ものですよ。

――どのような理由でですか。

砂間 だって、帝国議会の代議士は無産政党 系の代議士を含めて大半が翼賛議員だったので す。彼らは代議士として戦争を支持し、戦争関 連予算・法案にも賛成したわけです。戦争責任 を有する代議士が自らの責任を棚にあげて「責任が無い」と結論を出そうと試みたのです。お かしな話ではありませんか。

山川均「人民戦線即時結成」の提唱

砂間 さて、山川さんの人民戦線結成の提唱についてメモをとっておきました。まず正式な提唱文は「人民戦線の即時結成を提唱す――民主主義の徹底を要求するすべての政党、労働組合、農民組合、文化団体、言論機関、および全国の同志に訴ふ 山川均」となっております。先生も読まれたでしょう。

-----はい₀

砂間 日本を民主主義国家として再建しよう,国民はこの一点において大同団結して人民戦線を結成しなければならない,と呼びかけておりますね。基本目標を,日本を民主主義国家として再建することのみにおき,これを現代日本の起点における最重要かつ緊急の課題と位置づけて国民に訴えておりますね。

一. ええ。

砂間 私はメモをとっている途中,当時,山川さんの原稿を呼んで体が震えるほど感動したことを思い出しました。決してオーバーな表現ではないのです。文章自体に難解な用語などなく,また高踏的な言い回しをしているところなど一切ありませんね。山川さんは,日本を民主主義国家として再建しよう,国民の大同団結により人民戦線を結成してこれを実現しよう,と呼びかけておりました。

単刀直入に,人民戦線の結成の目的は民主主義の政治勢力を結集して日本を民主主義国家として再建することにあり,民主革命の第一歩だと,食糧危機の問題の解決も日本経済再建の事業も,人民戦線の結成により第一歩を踏み出す,と熱く訴えております。文章も練られていて,名文であり,私は日本社会運動史における基本文書の一つと見ております。

――同感です。

砂間 私は、山川さんの提唱文を読むうち次 第に吸い込まれ、いよいよ私らの出番であり、 『民衆新聞』を人民戦線運動の機関紙として充 実した内容の紙面にしようと改めて決意したの でした。

一一吉武三雄さんによれば、提唱文は山川さんが直接、原稿を届けに来られたそうですね。吉武さんは当時「業務日記」をつけておられ、山川さんの来社は1946年1月7日とのことですが。

砂間 昔の話で何日とはっきり記憶していないが、1月10日付の第11号に発表されているのでたぶんそのころでしょう。また突然の来社でした。社長の小野俊一さんが突然、山川さんと一緒に編集室に入ってこられ、私に「山川さんですよ」と紹介されたのです。

アポなしの突然の来社にもびっくりしましたが、むしろ私が恐縮したのは、山川さんが「本日はお願いがあって参りました」と丁寧に挨拶され、原稿を両手で手渡されたことです。これには驚きましたね。40歳をちょっと過ぎた若輩の私に言葉遣いがとても丁寧で、腰も低かった。

山川さんの来社は、郵便事情が最悪な状況下にあって、郵送すると抜き打ちの検閲その他の理由で遅配となるか、最悪の場合は届かない可能性もあったので、これを懸念しての来社だったのかもしれない。あるいは一日も早く新聞を通じて呼びかけたい、という思いで持参されたのかもしれない。

――山川さんの「人民戦線即時結成」の提唱文は、民衆新聞社として寄稿をお願いしたものではなかったのですか。

砂間 寄稿をお願いしていない。記事の掲載 や割付けを含む編集権は、編集権というと何か おおごとに聞こえますが、編集部門は私の権限 であり責任でありました。私は山川さんに原稿 を依頼していない。

人民戦線結成の提唱を日本共産党の『赤旗』でおこなうことは考えにくい。他方で、『朝日新聞』や『読売報知』などでおこなうことも、中立・公正を建前とする商業紙ではなお考えにくい。あれこれ考えてみて、山川さんの提唱が『民衆新聞』でなされたことは、最良の方法・形だったかはわからないが、しごく妥当な判断だったと思いますね。民衆新聞社にとっても発展飛躍するきっかけになりました。

人民戦線運動における山川均の存在

砂間 私は、山川さんの原稿を受け取りまして、これを1946年1月10日付の第11号に収録すべく記事の差し替えを指示しました。

当初,第1面のトップ記事として,1月6日に伊藤憲一さんらが東京・蒲田の石井鉄工所で開いた城南地区工場代表者会議に関する記事を予定しておりました。この集会は,東京全域で労働組合の結成が進展していくきっかけとなった集会で,関東労協(関東地方労働組合協議会)の結成を決議しています。この関東労協が,のちの産別会議の母体となっています。

この城南地区工場代表者会議に関する記事 を,急きょ山川さんの人民戦線結成の提唱文に 差し替えたのです。山川さんの呼びかけは政治 的緊急性があったからでした。

――「政治的緊急性」とは、どのようなことですか。

砂間 日本社会党の執行部が、年明けの1月6日に、前年10月以来申し入れていた日本共産党との人民戦線結成に関する話し合いを正式に拒否したからです。社会党は、人民戦線結成の申し入れのみならず、当時緊急に解決しなければならなかった食糧を確保する共闘をも拒否する、と回答してきました。

1946年1月6日の時点で、共産党と社会党との共闘に関する交渉は決裂し、暗礁に乗り上げた状態になりました。両者の提携交渉をどう再開するのか、社会党が党として参加する形における人民戦線を結成するためにはどのような方策があるのか、と私は考えておりました。そうしたときに山川さんの原稿が入ったのです。まさに絶妙なタイミングでした。山川さんは日本社会運動の重鎮であり、社会党の左派系議員にも影響力がありました。

山川さんの存在はじつに大きかった。重要な ことは山川さんが当時,社会党員ではなく,中 立の立場において発言しておりました。新しく 日本社会党を結成した指導者,たとえば西尾末 広ら右派の連中には反共主義が染み込んでい て,政党間の交渉において合意する見通しは立 てられない状況にありました。だから中立的な 存在として,また日本社会運動をリードしてき た学者・知識人の有力者として,山川さんの存 在は大きかったのです。

私は山川さんの原稿を受け取って、人民戦線結成の提唱文をとにかく一日も早く『民衆新聞』において発表し、人民戦線結成の機運を民衆から、そして全国的な規模においてこれを盛り上げなければならないと決意したのです。山川さん自身、社共の中間に立つ中立的な立場を自覚されていたと思いますね。

増刷りするほどの反響

砂間 山川さんの提唱は各界から非常な注目を浴びました。これは私の予想をはるかに超えるもので、人民戦線の即時結成が国民における最重要で緊急の課題であることを示していると思います。

会社には発行の翌日から、通信社や新聞社からの問い合わせや、山川さんに対する取材申し込みが相次ぎました。1946年1月の時点で社が保有する電話は取材・編集用と業務用の2台でしたが、2台ともじゃんじゃん鳴って仕事に支障をきたすほどでした。それほどの反響だったのです。編集部員だった藤原春雄さんが「さすが日本社会運動の元老だ」と大仰にびっくりしていましたね。

このとき、山川さんは、第11号が発行されて 3,4日経ってからのことですが、政治記者や 労働運動の記者会から求められて会見を開き、 人民戦線結成の提唱に関する趣旨説明をおこな いました。

私はその昔,無新(『無産者新聞』のこと)の

ときは、本郷から事務所があった新橋駅までの 通勤に神経をつかい、事務所に着いても落ち着 かなかった。通勤に神経をつかったのは刑事が 張り付いている場合があり、油断できなかった からです。また事務所においても発行のつど当 局への届出や検閲がありましたから、神経が休 まることがなかった。昔は、目立つことはリス クを伴うものだと少なからず意識しておりまし たね。

ところが山川さんの提唱は、国民や民主団体のみならず、同業のマスコミ機関からも注目されたのです。私は、マスコミという媒体のすごさを改めて知りました。当時、新聞は即売店=新聞共販店で売られ、宅配ではなかった。『民衆新聞』の購読は予約・前納制でした。予約購読者は、都内に住んでいれば即売店に受け取りに行くか、関東各県及び地方へは郵送しておりました。

――発行部数はどれほどでしたか。

砂間 5日刊 (月6回刊)で7,8万部だったと思うが実際はわからない。これは、私が記憶する1946年1月の時点における数字です。『民衆新聞』が商工省から何ポンドの用紙割り当てを受けていたのか、発行部数は実際にどれほどだったのか、これらについては吉武君から聞いてください。経営と業務は吉武君が責任者でした。発行部数についてはもっと多く、10万部だった可能性があります。

会社が慌しくなったのは第11号が発行されて 2,3日経ってからでした。山川さんの提唱が 巷で話題になり、読みたくなった人が即売店に 買いに行っても在庫なんか無いわけですね。そ れで省電(JR)を利用して、あるいは都電を 乗り継いで富士見町にあった会社まで買いに来 る人が続出したのです。

会社も対応に困ってしまいました。会社に何 百部か在庫がありましたが、あっという間に売 り切れてしまい,玄関先に「売り切れ御免」の 張り紙を出しました。けれども読みたいという 希望者が後を絶たなかったのです。

それで、会社は印刷所に連絡をしたところ、第11号の紙型がまだ残っているとのことだった。吉武君の機転で、早く連絡をとったので破棄されないで残っていたのです。どれほど印刷したか記憶にないが、とにかく何千部かは増刷りして希望に応えたのです。

人民戦線運動に関する記事

砂間 民主革命期の人民戦線運動を記録した 新聞として、『民衆新聞』は基本文献になって いると思います。

戦後日本の人民戦線運動は、事実上、山川さんが『民衆新聞』において人民戦線の即時結成を提唱したことをきっかけに本格化していきました。もちろん日本共産党は1945年10月に、日本社会党の結党準備委員会に対して人民戦線の結成を申し入れています。また党は翌11月6日に「人民戦線綱領」を発表し、同月、社会党に対してふたたび申し入れました。

一人民戦線運動が民主人民戦線運動として全国的に高揚するのは、1946年1月、野坂参三が亡命先の中国・延安から帰国してからではないでしょうか。1月26日に山川均氏の提唱で「野坂参三帰国歓迎国民大会」(皇居前広場)が開催され、野坂氏も人民戦線の即時結成を呼びかけましたね。

砂間 そうです。戦後日本の人民戦線運動は、 あの集会を機に地方においてもいわば国民運動 として盛り上がりました。『民衆新聞』は中央 における動静、たとえば日本共産党や日本社会 党の動き、野坂さんの帰国や帰国歓迎国民大会 の状況、また地方における民主団体の統一運動 についても子細に報道しました。私自身、毎号 に社説や解説記事を書いてキャンペーンをはっ たのです。

山川さんも第11号の発行以来,1946年の1月は何日か,小野さんの邸宅に泊って原稿を書き,社説「反動戦線の旗揚げ」(第12号),報道解説「人民戦線の組織形態とは?」(同),「強権の発動と人民の創意」(第14号),「人民とは誰か」(第19号)など,人民戦線の結成について論陣を張ったのです。

山川均の憲法記事

砂間 山川さんの記事においてはもう一つ, 憲法問題に関する記事が注目され,話題になり ました。社長の小野さんも「さすが山川さんだ。 眼の付け所がちがう」と言っておりましたね。

――第16号の社説「憲法問題と輿論の喚起」 (1946年2月5日付)でしょうか。

砂間 そうです。一昨日、私は第16号の社説を読んでいて思い出しました。発行日から推測して1946年2月初旬だと思いますが、山川さんは、会社に訪ねてきた4、5人の全国紙の記者に背景説明をおこなっております。

1946年2月に入ってすぐ、幣原喜重郎内閣が設置した憲法調査会(憲法問題調査委員会)の試案(「松本草案」)が外部に漏れるか、あるいは試案という形で内示されました。ところが、試案は、日本を君主国と規定しかつ天皇を統治権の総攬者と明記していたのです。要するに、試案は明治憲法と同じ建前をとっていて、天皇の権能としてその自由な政治意志の発動を認める余地を残していました。

英国のように政体を立憲君主制として規定するなら、言い換えれば天皇を政治の圏外に置いて形式的、儀礼的な代表者として承認するなら、それはそれできちんと明文化すべきなのだが、試案ではこれが明記されていなかった。しかも試案の第2章では、われわれ新生日本の人民を呼んで、隷属関係のニュアンスを含意する「臣

民」と規定しておりました。

憲法調査会の試案は、基本的に、主権在民を切に希求していた国民の民主主義要求を踏みにじるもので、時代錯誤であり、われわれにとって到底認められるものではなかった。GHQがこのような憲法草案を拒否したのは当然でしょう。山川さんは社説で、政府の憲法試案を「立法の精神において決定的に反民主的である」として、次のように喝破していますね。

「現行憲法の統治権にふれない改正をかりそめにも民主主義国の憲法になぞらへるのは、国民と民主主義そのものどの愚弄であり、現在進行しつ、ある民主革命の深刻な意義を無視したものであるか、さもなくば民主革命の進行にたいする恐怖から、はやくも改正憲法によって日本の民主化に限界線をひき官僚政治のために防壁をきづこうとしてゐるものにほかならない」とね。

小野さんが、山川さんの社説について「さす が山川さんだ。眼の付け所がちがう」と言って 感服していたのは結びの文章でした。

――憲法制定のあり方,あるいは手続きに 関する提言ですね。

砂間 そうです。山川さんが憲法制定の問題でとくに重視していたのは制定過程でした。まず、山川さんは「憲法問題にたいする国民の輿論のおこるにさきだってこの重大問題の処理を企て、ゐるものと見られぬことはない。もし政府にして日本をほんたうに民主主義国として再建することに誠意があるならば、官僚の専制支配の構想をもう一度欽定憲法の名によって国民におしつける企てをやめ、来るべき議会においてまづ憲法第七十条を改正することにより、人民の発意にもとづいて合法的に新憲法を制定しうるの途をひらくべきである」として、次のように述べていますね。

「現行憲法の制定当時(大日本帝国憲法のこ

と=編者),憲法がさかんに民間において論議されたのにくらべて今日は憲法問題にたいする論議がまだ低調のうらみがある。さいはひ民間憲法研究会と高野博士の試案が発表せられている。これらの試案をめぐって憲法問題がさかんに論議され、おほいに輿論の喚起せられることを、とくに言論機関と知識人に要望するものである」。

一高野岩三郎先生は、当時、大原社会問題研究所の所長でした。高野先生は、憲法研究会の設立を鈴木安蔵さんらに提案され、自らも1945年11月「日本共和国憲法私案要綱」を起草されました。先年、研究所の貴重書庫に保管している実物をみましたが、実物は大型金庫に入っていまして、通常は研究員でも閲覧できない扱いになっています。

砂間 私も機会があれば高野先生の「憲法草 案」を見てみたいですね。

社会党の天皇制・憲法論議を重視

砂間 山川さんの社説と関連して、日本社会 党の天皇制や憲法問題についても述べておきた いと思います。

『民衆新聞』の特徴の一つに、日本社会党に関する記事が多いことがあげられるでしょう。とくに社会党における天皇制や憲法制定に対する問題については、本紙が政論紙であり、民主革命における最重要なテーマでありましたのでこれを意識的に扱い、報道しました。一概に比較できないが、記事内容は『赤旗』(セッキ)よりも詳しく正確だったと思いますね。

一一そうですね。日本社会党の指導部や党内左派の動向、あるいは左派的な傾向があった地方支部の動向については、機関紙の『日本社会新聞』(1946年1月1日創刊、不定期刊。のち1946年8月28日付第18号より『社会新聞』と改題して週刊)よりも詳しいですね。

小野俊一氏が社会党の中央執行委員であり, 左派に位置し,党内の情報を入手できたから でしょうか。

砂間 そうした事情もあったでしょう。事実、『民衆新聞』は「社会党左派の新聞」と噂されておりました。小野さんによれば、西尾(末広)はそう見ていたそうです。たぶんそう見られるきっかけとなったのが、小野さんが発表したあの記事「天皇制の存廃に関するわれらが率直なる意見――日本社会党常任中央執行委員会に対する公開状」(1945年12月11日付第5号)だったと思いますね。

社会党は1945年11月末(1945年11月27日)に, 天皇制と憲法問題に対する党の基本的態度を決定しました。それは「天皇制に対する我党の態度に関する件」(第5号に所収)という決定で,1945年12月1日に「本部通達第三号」として地方支部にも発送したと,この記事には書いてありますね。

公開状で質問した問題の一つは、手続き上の問題で、日本社会党における意思決定において大会に次ぐ機関である中央執行委員会に諮らないで、わずか10名ほどの常任委員のみで決定したことをとりあげておりますね。

もう一つの問題は、これが基本の主張だった わけですが「天皇制の存置」を機関決定したこ とに対する撤回の申し入れの要求でありまし た。しかも「本部通達第三号」では「一、憲法 学説に於ては主権在国家説たる国家法人説を採 り、天皇制を存置すること。二、天皇の大権は、 民主々義の精神に基き大幅に縮減すること。三、 民主化されたる天皇制の下に民主々義、社会主 義の実現に進むこと」を機関決定しこれを通知 しておりました。

小野さんの公開状「天皇制の存廃に関するわれらが率直なる意見」は、第6号(1945年12月15日)と第7号(1945年12月20日)に分けて掲

載されていますが、かなり長文のもですね。公開状は「天皇制の存置」イコール天皇制の護持は時代に逆行するもので、共和制こそ民主主義日本の政体であり、天皇制を廃止し共和制の国家を樹立すべきであると提案しています。

――小野俊一氏はリパブリカンでしたね。

砂間 そうでした。小野さんは日本共産党員でなかったけれども、信念をもった共和主義者でした。このことは『民衆新聞』に「共産主義に依らざる共和党の出現不可能なりや――現下の国体護持論は利己的病根を温存する――」(1945年11月13日付第3号)を発表していることでもわかります。

一第9号(1946年1月1日付)の第1面トップに、「社会党幹部の天皇制支持に反対」という記事が掲載されています。この記事は、小野氏の「公開状」の提出が党内に波紋をひろげ、1945年12月20日に小野氏が片山事務所において片山哲、原彪、水谷長三郎と会見したものの、不調に終わったこと、また天皇制問題をめぐって党内の左右対立が顕在化したことを伝えております。『日本社会新聞』では一切報じていない動静でありました。

砂間 現在の時点で顧みても、『民衆新聞』 が「社会党左派の新聞」と見られ、片山さんや 西尾ら社会党の右派幹部から警戒されたのもわ かりますね。

第10号と11号(1946年1月5日,同10日)に、「天皇制か共和制か」と題する民衆新聞社主催の天皇制問題座談会が掲載されています。司会は私がしました。出席者は小野さんのほか、荒畑寒村、羽仁五郎、鈴木安蔵、布施辰治弁護士ら14名ですが、座談会は日本を共和制として再建すべしという流れで語られております。

――「天皇制か共和制か」の座談会記事は、 私も興味深く読みました。憲法学者の鈴木安 蔵氏が、高野岩三郎先生について「この際天 皇制を廃止して共和制をしけと熱心に主張された」と、憲法研究会における論議と合わせて紹介されていて大変勉強になりました。

4 『人民新聞』への改題と退社

改題の理由

――『民衆新聞』は、1946年3月5日付の第21号より『人民新聞』と題号が変わっています。編集発行の名義人も、次の第22号より小野俊一氏から吉武三雄氏に変わりました。改題にはどのような事情、あるいは理由があったのでしょうか。

1946年1月25日付第14号に掲載された「社告」に、「本紙の使命と性格とをいっそう端的に表示するために、近き将来『人民新聞』と改題いたす意向であります」と書いています。日本共産党の準機関紙としての特色を出そうとされたのですか。

砂間 改題はきわめて単純な理由からでした。山川さんが本紙を通じて「人民戦線の即時結成」を提唱し、また中国亡命から帰国した野坂参三さんも民主統一戦線の結成を呼びかけて、これが民主人民戦線の運動として大きく盛り上がりました。この状況にあって、私らは「人民の新聞」として時代の課題に応えようとしたのです。

それは、先生がいま読まれた「社告」の前半部分に「人民戦線結成の機運がおほきく動いてきたことは慶賀にたえませぬ。人民の新聞たる使命をもってうまれた本紙は、当然にこの運動を全幅的に支持するばかりでなく、今後における本紙は人民戦線運動の立場にたち、その編集方針は人民戦線運動の方針に沿ふものになることをこの機会に表明するものである」と書いてありますね。

この「社告」は私が書きました。要するに,

オピニオンを重視する政論紙というより,より 鮮明に「人民戦線運動の機関紙」としての性格 をめざしたのです。

また「日本共産党の準機関紙としての特色を 出そうとした」のかという質問ですが、このこ とを特別に意図して改題したということはない。

――『民衆新聞』と『人民新聞』の性格上 の違いですが、強いて分けますとどう規定さ れますか。

砂間 難しい質問ですね。あえて申し上げますと前者が政論紙、後者が「人民戦線運動の機関紙」と規定できるかもしれない。もちろん両者には「人民の新聞」「進歩陣営の機関紙」という共通性がありますね。

なお、私は先に「日本共産党の準機関紙」と言いました。このことの意味は、日本共産党が再建され、『赤旗』が復刊しても初めはリーフレット型やタブロイド判、また発行も不定期や週刊で発行され、日本共産党の方針や重要な決定が党員にひろくかつ円滑に伝えられなかったなかで、『民衆新聞』が少なからずこれを補って報道した実態がありました。この事実を指して述べたのです。

――改題は、日本共産党からの指示なので しょうか。

砂間 党中央からそんな指示や要請などはなかったですよ。社内で話し合って、といっても 吉武君と私が中心でしたけれども、新聞社としてのいっそうの事業発展を構想・展望しての判 断でした。

実際,『人民新聞』に題号が変わって以降, 購読者も増えて経営がいくぶん好転したと思い ますね。社員も私が退職する1946年3月中旬の 時点で,たぶん30人近くになっていたと思いま す。社員のうち何人かはアカハタ編集局へ異動 しました。けれども党員でないプロの新聞人も 入社して,紙面も刷新・拡充され,新聞社とし ての体裁も少しずつ整っておりました。

退社

砂間 そんな矢先に、夜遅く会社で社説を書いておりましたら、共産党の本部から電話がかかってきました。要件は「徳田さんが重要な用事があると言っている。すぐ本部に来てほしい」とのことだった。とにかく突然の電話だった。それで私は翌朝、代々木の本部に直行しましたら徳田書記長が待っていて、徳田から「戦後最初の総選挙の日にちが決まった。来月4月10日だ。今夜にでも静岡に帰って選挙に立ってくれないか」と言われたのです。まったく藪から棒の話だった。

――徳田氏からの呼び出しは3月のいつで しょうか。

砂間 3月10日前後,たぶん前だと思いますね。山川さんの「交通機関と罷業権」という,国鉄労働者のストライキに関する社説が掲載されたのが第21号(1946年3月5日付)です。これがその社説です。社説は直接私が受け取り,この号も私の責任で編集しました。

次の第22号は3月10日付の発行です。この22号の社説の執筆中に、私は党本部からの連絡を受けたのです。だからこの号の社説「国鉄争議の教訓」は小沢要さんに代わって書いてもらいました。その証拠に末尾に「OZ」の署名がありますね。

『民衆新聞』の印刷は,第21号から『人民新聞』と改題していますけれども,輪転機は通常,発行日前日の夕刻に回っていたことから推測すると,党本部からの呼び出しは3月8日,遅れても3月9日となるでしょう。

――徳田氏からの立候補の要請は承諾されたのですね。

砂間 そうです。初めは断りました。紙名が

『人民新聞』に変わって以来、労働組合や婦人 団体、民主団体から支持されて、購読者が日毎 に増えました。会社の業務部の部屋に発行ごと の販売部数を書いた棒グラフが貼ってあって、 それが右肩上がりで伸びておりました。これは とても励みになりましたね。

他方で、山川さんが中心となって準備していた民主人民連盟という団体の旗揚げも見通しがつきました。『人民新聞』は、この中央、地方における人民戦線運動に関する動静を詳しく報じました。これがまた評判になって、『人民新聞』は名実とも「人民戦線運動の機関紙」として発展しつつありました。

だから、私は徳田書記長に「『人民新聞』の発行が今、ようやく軌道に乗りつつあるので、是非この仕事を引きつづきやらせてもらいたい。民主革命を成功させるため『人民新聞』を大きくしたい。日本共産党の公認として私ごときが立候補するのは、およそ不適任であり、候補者はどなたか別の人を選んでもらいたい」とお願いしました。

ところが、徳田書記長が「これは機関決定であり、党中央としても県党組織に連絡をとって 選挙態勢を組むので承諾してほしい」と言われました。党の機関決定ということであれば、私は党員としてこれにしたがわなければならない。 私はすぐに会社に戻り吉武君はじめ幹部連中に 事情を話して了解を得、急いで事務引継ぎをして、翌日に私は地元の静岡県に発ったのです。

――夕刻となりました。長時間にわたって のお話、有難うございました。砂間さんには これからもいくつか補充の質問をさせていた だければと存じます。どうぞよろしくお願い 申し上げます。

砂間 承知しました(完)。